

日中一時支援事業

6月26日の障害保健福祉関係主管課長会議において、障害者自立支援法の変更点がいくつか示されました。その中の一つ、「障害児タイムケア事業」についての変更を、ここに紹介します。

「障害児タイムケア事業」は、これまでその利用対象が「障害のある中高生等」として児童に限られていましたが、新たに「障害者等」とし、成人も対象となりました。これにより、これまで日帰りショートステイを利用していた障害者等も利用できることになり、事業の名称も「障害児タイムケア事業」から「日中一時支援事業」と変更されたということです。

しかし「日中一時支援事業」は、これまでの「障害児タイムケア事業」と同様に、「地域生活支援事業」の中の「その他事業」として位置づけられています。この事業が実施されるかは市町村の判断に委ねられているということです。また、事業の内容（設備、利用定員、職員配置、支援のあり方等）についても「市町村が定める」となっています。

放課後、親の仕事が終わるまでの間や、冠婚葬祭時等々、ふだん介護してくれている家族が不在となる間、安心して過ごせる場所

がほしいと願う人は、決して少なくないはずです。また、「送迎がなされなければ、仕事の最中に預けに行けない現状」や、「小さい子どもが大人対象の施設で過ごすことの難しさ」など、これまで日帰りショートステイを利用されていた方も感じたことが多々あるかと思えます。「日中一時支援事業」を必要とする人がいるということと、その中身がどうあってほしいかについて、当事者みなさんの声を市町村へぜひ届けたいものです。

「認定調査はいつあるのか」とのお問い合わせを数件いただきました。現在サービスを使っている人については、市町村から直接連絡があります。また、児童の方については106項目の調査はなく、障害程度区分は定められません。利用するサービスによって10項目程度の調査があり、それによって支給決定されます。ただし、ショートステイ利用者には単価区分1～3が適用され、15歳以上の重度障害者等包括支援利用者については、106項目の調査があります。調査に関する連絡の時期や方法は市町村によって異なりますので、詳しくは各市町村の窓口にお問い合わせください。



なんだか少し夏バテ気味です。すぐ疲れます。でも食欲だけは減りません。なんともいやなバテ方です。

……あっ、夏バテではなく、年齢のせい?? それを自覚するのは、暑さ以上にツライです…。(見学)